

○神奈川県県営住宅条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(41) (略)</p> <p><u>(42) 条例第25条の2第1項の規定により、施設維持管理料を徴収すること。</u></p> <p><u>(43) 条例第25条の2第2項の規定により、施設維持管理料を減免すること。</u></p> <p>(44)～(94) (略)</p> <p>第2条～第29条 (略)</p> <p>(施設維持管理料の額等)</p> <p>第29条の2 <u>施設維持管理料は、県営住宅ごとに算定するものとし、各年度における施設維持管理料の月額、その年度の前々年度における条例第25条第5号に掲げる費用（条例第25条の2第1項の規定により徴収することとしたものに限る。）の額を入居者数で除し、その額を12で除して得た額に、徴収に係る経費の額として別に定める額を加算した額とする。ただし、これによることができない場合又はこれによることが適当でない認められる場合は、別に定めることができる。</u></p> <p>2 <u>施設維持管理料は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、施設維持管理料の月額が少額である場合その他必要と認められる場合における施設維持管理料の納付の期限は、別に定める日とすることができる。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、施設維持管理料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第30条～第60条 (略)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(41) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(42)～(92) (略)</p> <p>第2条～第29条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第30条～第60条 (略)</p>